

国際学会におけるリウマチ性疾患調査・研究発表に対する助成要綱

公益財団法人 日本リウマチ財団

平成 23 年 4 月 1 日制定

平成 26 年 7 月 1 日一部改定

平成 30 年 7 月 10 日一部改定

令和 2 年 2 月 25 日一部改定

令和 3 年 2 月 9 日一部改定

令和 5 年 1 月 10 日一部改定

令和 5 年 5 月 9 日一部改定

令和 6 年 12 月 1 日一部改定

1. 助成対象の調査・研究発表

次の国際学会において、発表するリウマチ性疾患の病因、治療、予防・疫学等に関する調査・研究

2. 助成対象の国際学会

- (1) ヨーロッパリウマチ学会(EULAR)
- (2) アメリカリウマチ学会(ACR)
- (3) アジア太平洋リウマチ学会(APLAR)

3. 助成対象者の推薦

リウマチ性疾患の調査・研究に意欲的に従事する若手の医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士である研究者等(学会開催時 45 歳以下)で、次の者の推薦を受けた者とし、次の推薦者は学会毎に各1名を推薦するものとする。

- (1) 大学の場合は部局長・研究所長
- (2) その他の機関の場合はその代表者
- (3) 当財団の評議員

4. 助成対象者

- (1) 助成対象者は発表者に限り、毎年度、各学会毎に原則 4 名以内とする。
- (2) 助成後、2 年度間は対象としないこととする。

5. 助成対象金額

登録費用及び旅費、宿泊費用を対象として次の金額を限度とする。(千円未満切捨て)

なお、新型コロナウイルス感染症等の対応により、現地に赴くことが無く Web 等により発表する場合においては、登録費用等の実費について助成対象とする。

- ① ヨーロッパリウマチ学会(EULAR) 20 万円
- ② アメリカリウマチ学会(ACR) 20 万円
- ③ アジア太平洋リウマチ学会(APLAR)※ 10 万円

※但し、国内で開催する場合には、5 万円とする。

6. 応募方法等

- (1) 所定の申請用紙により採択通知とともに抄録を添えて、郵送にて申請する。
- (2) 令和 8 年の申請書受付期間は、以下の期間の通りとする。(消印有効)
 - ① ヨーロッパリウマチ学会(EULAR) 令和 8 年 3 月 2 日～4 月 2 日

- ② アメリカリウマチ学会(ACR) 令和8年8月4日～9月4日
- ③ アジア太平洋リウマチ学会(APLAR) 令和8年7月27日～8月27日
- (3) 学術助成委員会において選考し、企画運営委員会にて決定の上、選考結果は開催日の2週間前までに申請者宛てに書面にて通知する。

7. 助成金の交付及び発表報告書の提出

開催終了後、1か月以内に発表報告書及び請求書を提出する。請求書受理後、1か月以内に助成金を交付する。

8. 申請書提出先

〒105-0004 東京都港区新橋 5-8-11 新橋エンタービル 11 階
公益財団法人日本リウマチ財団 調査研究助成事業担当
電話:03-6452-9030